

SUNAGAWA SWEET ROAD

IWASE IYODA POPOPO EISU NAKAYA

YOSHIKAWA KITAKABO HONDA YAMAYA AMATO MIKE KURUMIBU MEDERU SHIRO LIFE ZUZO KITCHEN LALA

SINCE 2002

砂川ってどんなとこ？

札幌市と旭川市のほぼ中間に位置し、人口が約15,000人の市です。

砂川サービスエリア直結の遊べる道立都市公園「北海道子どもの国」

景観が美しいアクティビティスポット「砂川オアシスパーク」

旅の疲れを癒すオアシス「砂川ハイウェイオアシス館」

など、緑と水の豊かなまちで魅力にあふれ、市外から多くの観光客が訪れています。

砂川市 商工労働観光課

地域おこし協力隊 募集要項

「すながわスイートロード」を地域のブランドとして広げる活動に情熱を持って取り組める方を募集します！

砂川市といえば、「すながわスイーツ」。～Sweat Road お菓子で花咲くまち物語～

砂川市では、近隣の炭鉱や東洋一の肥料工場で働く人々にとって、疲れた体を癒す甘いお菓子が欠かせませんでした。また、友人や家族への喜ばれるお土産としても重宝されていました。

国道12号を中心にたくさんの個性豊かなお菓子屋さんやカフェが魅力的なお菓子を提供しており、中には創業100年を超える老舗や、全国的な知名度を持つ店舗があります。

多くの方々を元気に、そして友人や家族の幸せをもたらす「すながわスイーツ」として、愛され続けています。

取り組んでもらいたい主な業務内容

◎地域のファンの拡大、消費の拡大につなげ、自らの創業や就業に結び付く活動
これまでの経験や特技・資格などを活かした企画の提案をしてください。

〈活動例〉

- ・地域の資源を活かした商品やレシピの開発・提案
- ・地域内外の販売会での出店に協力しPR
- ・体験型観光商品の開発・提案
- ・WEB・SNSで発信

上記はあくまでも一例です。自由な発想で活動の幅を広げてください！

すながわスイートロード協議会の取り組みについて、

下記の二次元コードよりご覧いただけます。



すながわスイートロード協議会
Instagram



すながわスイートロード協議会
Facebook

新たな拠点 まちなか交流施設 すないる

当市における協力隊の主な活動拠点は、『まちなか集客施設「SuBACo」』となっています。

当拠点は令和7年4月20日より、砂川市の駅前に新たにオープンした施設、「まちなか交流施設「すないる」」内に拠点を移動いたしました。

当施設内における「SuBACo」は「砂川観光協会」の事務室と同室であり、協力隊独自の活動に加え、市および観光協会と連携を図った活動を行う機会もあります。現在も、積極的に協力し合いながらそれぞれの事業や活動を行っています。

現協力隊員
の方々



篠原隊員

中野隊員

まちなか集客施設「SuBACo」とは…

商店街と消費者、大人と子どもなど、さまざまな人と人がつながり、集いがここから生まれ、SuBACoの外へと広がっていき、中心市街地への人の回遊を生み出すことを目指す情報発信施設です。

「SuBACo」での勤務内容について

- ・レンタサイクル貸出
 - ・「すないる」管理・運営
 - ・「砂川観光協会」の業務補助
- 等があります！

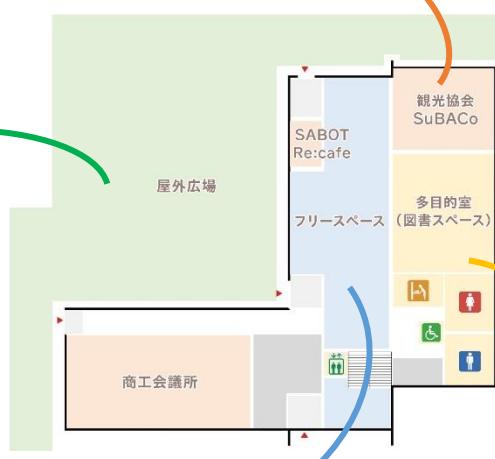
レンタサイクル

砂川市のグルメ「ポークチャップ」やスイーツにまつわるイベントを開催予定です。
テントを立ててテント内で調理したり、キッチンカーを呼んだりできるので様々なイベントを開けます！

篠原



屋外イベント



砂川の野菜や草花を使った草木染めや近隣市町の協力隊と連携したワークショップなどを企画しています。すないるを拠点に多世代の方が交流が生まれるきっかけづくりができたらいいなと思っています！

中野



ワークショップ

販売イベント



創業希望者大歓迎！

協力隊の任期終了後の定住に向けて市担当者が親身に相談対応します！

砂川市では、創業について商工会議所と連携して創業を検討している方を対象としたセミナーの開催や、北海道よろず支援拠点との連携による出張相談会など、外部専門家を交えた支援を行っています。また、創業のための各種補助金も充実しています。

補助金一覧

- ・「地域おこし協力隊起業又は事業継承支援金」（上限 100 万円）
- ・販路拡大、売上拡大のための「創業補助金」（上限 30 万円）
- ・市内特定エリアにおける空き建物の改装費および家賃に係る「商店街店舗整備事業補助金」
(改装費:上限 200 万円 家賃:上限月額 10 万円、1 年間補助)

新規創業にチャレンジする方を応援します！！

砂川市の商業地域で出店される方を支援します!!



砂川市は、創業者が持続可能な経営を行えるよう、商工会議所の支援を受けて
販路拡大・売上拡大に取り組む事業を応援しています。
事業者として砂川市に根付き、地域の方々に必要とされる事業者として成長する
ための第一歩を応援する制度です。

補助金概要

補助上限額：30 万円

補助率：70/100

補助対象者：次のいずれの要件も満たす中小企業者等

①創業後 5 年未満の者。

②産業競争力強化法に基づく特定創業支援等事業の支援を受けた者。

「商工会議所主催の創業セミナーを全分野（経営、販路拡大、財務、人材育成）受講した者」

③応募者が個人の場合、砂川市内に居住している者で砂川市内において事業所又は店舗を有している者。応募者が法人の場合、砂川市内に主たる営業所を有している者。

補助条件：①市税の滞納がないこと。

②砂川商工会議所の支援を受けながら取り組む事業であり、砂川商工会議所による
事業計画の策定から実行までの支援を受けることについて、確認書への記入・押印により
確認されること。

補助対象経費：旅費、印刷製本費、広告宣伝費、デザイン料、原材料費、試作・実験費

事業例：チラシ作成、雑誌掲載、メニュー表作成、自作ロゴ制作、新商品開発・改良など

お申し込み・お問い合わせ先

補助金に関すること

砂川市役所 商工労働観光課 商工振興係
☎ 0125-74-8382

創業セミナーに関すること

砂川商工会議所
☎ 0125-52-4294



砂川市は市内出店者の方々を応援しています！

砂川市では、商業地域の賑わいを創出することを目的に、商業地域等の空き建築物で事業（開業）を行なう方を応援しています。街の顔である商店の一つとして「お店」が根付き、街の方々に必要とされる「お店」として成長できる第一歩を応援する制度です。

補助金概要

申請は事業開始の1か月前までにお願いいたします！



新築

対象経費：

設置費

補助率：

不動産取得税の
課税標準額の
10/100

補助上限額：

500万円

対象外経費：

・店舗併用住宅の住宅部分に係る費用
・単純な器具および備品に係る費用

※DIY の場合は原材料費購入費が対象です。
また、補助対象経費の合計が10万円未満の場合は対象外です。

補助対象者：砂川市の商業地域および近隣商業地域で新規出店もしくは出店中の中小企業者

補助条件：

①市税の滞納がないこと

②小売業、飲食店、サービス業であること

※風呂場に規定する営業を行なう店舗や酒類を提供する飲食店等に

該当するものを除きます。

③空き建物改装費・賃借料補助を受ける方は、商工会議所の推薦を受け、

商工会組織に入加すること

※風呂場に規定する営業を行なう店舗や酒類を提供する飲食店等に

該当するものを除きます。

③空き建物改装費・賃借料補助を受ける方は、商工会議所の推薦を受け、

商工会組織に入加すること

お申込み・お問い合わせ先

補助金に関すること

砂川市役所 商工労働観光課 商工振興係
☎ 0125-74-8382

創業セミナーに関すること
(特定創業支援等事業)

砂川商工会議所
☎ 0125-52-4294

ぜひ、地域おこし協力隊員として、砂川市を盛り上げてみませんか？
地域づくり活動に意欲のある方からのご応募をお待ちしています！

1 募集対象

次のいずれも満たす方を対象とします。

- (1) 現在、都市地域等（離島、山村、過疎地域等以外）に居住し、委嘱後砂川市に住民票を異動する方、または他の市町村において2年以上隊員として活動し、任期終了の日から1年内にあたる方で、砂川市に居住できる方
- (2) 任期終了後に起業・就業等により定住する意思がある方
- (3) 心身ともに健康で、誠実に職務を行える方
- (4) パソコンの基本操作（ワード、エクセル等）及びSNS等の活用ができる方
- (5) 普通自動車運転免許を有し、運転が可能である方
- (6) 市条例及び規則等その他関係法令を遵守し、職務命令に従うことができる方
- (7) 地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない方
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらの構成員に該当しない方

2 募集人数

2名

3 勤務地

まちなか集客施設 SuBACo（まちなか交流施設がない内）・市役所商工労働観光課

4 勤務時間

週30時間

5 任用形態・期間

- (1) 砂川市会計年度任用職員として砂川市長が任用します。
- (2) 任用期間は、採用の日から令和8年3月31日まで。なお、更新は1年単位、最長で3年間まで延長可能です。
- (3) 協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、任用期間中でもあってもその職を解くことがあります。

6 給与・賃金等

月額 210,000円 期末・勤勉手当 6月と12月に支給

7 待遇・福利厚生

- (1) 住宅は砂川市が用意し、家賃は市が負担します。
引っ越しに係る経費、居住に係る生活用品、光熱水費等は個人負担になります。
- (2) 勤務時間中は、車両、パソコン等の備品を貸与します。（他の協力隊員と共有）
- (3) 健康保険、厚生年金、雇用保険、公務災害が適用されます。
- (4) 年次有給休暇が付与されます。（1年目10日）
- (5) 副業は2年目から可能です。（1年目から副業を希望する場合は要相談）
- (6) 起業するための各種補助金があります。

※地域おこし協力隊起業又は事業承継支援金（上限100万円）、市内特定エリアの空き建物の改装費（上限200万円）及び賃借料（1年間補助。上限月額10万円）の補助。

8 応募方法

指定の応募用紙、企画提案書に必要事項を記入のうえ、郵送または持参してください。
なお、提出された書類は返却しません。

(1) 応募期間

令和8年3月31日まで。

(2) 応募締切

随時対応としますが、採用者が募集人数に達した時点で、募集受付を終了します。

(3) 提出書類

- 応募用紙
- 企画提案書（砂川市ホームページ又は、一般社団法人移住・交流推進機構<JOIN>ホームページからダウンロードしてください。）
 - 砂川市ホームページ <http://www.city.sunagawa.hokkaido.jp>
 - JOINホームページ <http://www.iju-join.jp>
- マイナンバーを記載した住民票の原本
- 自動車運転免許証の写し

9 選考の流れ

(1) 第一次選考（書類審査）

- ・応募用紙、企画提案書を元に書類選考を行い、選考結果を通知（郵送）します。



(2) 第二次選考（面接試験）

- ・第一次選考合格者を対象に面接試験を実施します。
 - ・日程、場所等の詳細については、第一次選考の結果を通知する際にお知らせします。
- ※面接はオンラインで実施する場合があります。



(3) 選考結果

選考結果の報告は、速やかに文書等で第二次選考の受験者全員に通知します。

10 応募用紙送付先・問い合わせ先

〒073-0195 北海道砂川市西7条北2丁目1番1号

砂川市商工労働観光課商工振興係

電話 0125-74-8382

FAX 0125-74-8798

E-mail s-shinko@city.sunagawa.lg.jp